

システム機能要件の評価基準

採点は、以下の要領によって行う。

※各区分の配点は、10点、5点、3点の3種類である。

【仕様書の内容の評価基準】

- ①現在対応できている：満点（10点、5点、3点）
- ②令和8年4月1日までに対応できる：（8点、4点、2点）
- ③（代替案により）同等の対応ができる：（8点、4点、2点）
- ④代替案はあるものの、本市が要求する機能の一部を満たさない：（4点、2点、1点）
- ⑤現在対応できていない、対応の予定がない、代替案による対応ができない：0点
- ⑥上記のいずれでもない（10点の区分は10点、8点、4点、0点のうちから、5点の区分は5点、4点、2点、0点のうちから、3点の区分は3点、2点、1点、0点のうちから1つを選択して評価する。）

【加点項目の評価基準】

- ①他社にはない独自提案であり、本市の法制執務に貢献できる機能等である場合：満点（10点）
- ②本市の法制執務に貢献できる機能等である可能性があると評価できる場合：（8点）
- ③本市の法制執務に直接貢献できる機能等とはいえないが、独自提案として評価できる場合：（6点）
- ④本市では使用等しないが、独自提案として評価できる場合：（4点）
- ⑤他社に同じ機能がある、本市では使用しない、必要性を感じない、不要である機能と考えられる場合：0点
- ⑥上記のいずれでもない（10点、8点、6点、4点、0点のうちから1つを選択して評価する。）

※加点項目の区分であって、追加費用がかかるもの、提案書に記載のないものについては、加点しない：0点

※項目が複数ある場合は、それぞれを各区分の最高得点を上限として点数化し、最も高い点数のものを採用する。（例：8点、6点、4点＝8点）

※「本市の法制執務に貢献できる機能等」には、本市の法制執務に貢献できる機能を有することのほか、多言語対応が可能な機能を有することや、障害者の使用に配慮した機能を有すること等を含む。